

山口県報

平成28年
8月5日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 保安林指定の解除(上関町)(森林整備課).....
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課).....
- 公告
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....
 - 県営13営農地区農産競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課).....



山口県告示第二百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十八年八月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
熊毛郡上関町大字室津字瀬戸山一〇一九三の八(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び上関町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百五十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十八年八月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
通津(3)地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地名	地番	標柱番号
岩国市	通津	迫田		二〇〇一	一号
〃	〃	〃	〃	一一七の四	二号
〃	〃	〃	〃	一一七の四	三号
〃	〃	〃	〃	一一七の四	四号
〃	〃	〃	〃	一一七の四	五号
〃	〃	〃	〃	一一七の八六	六号
〃	〃	〃	〃	一九八一の一	七号
〃	〃	〃	〃	一九八一の二〇	八号
〃	〃	〃	〃	一九九七の九	九号

山口県告示第二百五十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成十六年山口県告示第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

持国(4)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
岩 国 市	大 谷	竹 の 内	一〇の一	一号
〃	〃	〃	七の一	二号
〃	〃	〃	四の一	三号
〃	〃	〃	一	四号
〃	〃	〃	三二の二地先	五号
〃	〃	〃	三七の一	六号
〃	〃	〃	四三の一	七号



(三二七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十八年九月十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年八月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人アレルギー感染免疫NPOセンター

平成二十八年八月五日印刷
 平成二十八年八月五日発行

発行所 山口県庁
 山口県知事

代表者の氏名 久富 勝機
 主たる事務所の所在地 宇部市大字広瀬一二七番地の三

(三二八) 県営13営農区地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営13営農区地区農業競争力強化基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年八月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営13営農区地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十八年八月八日から同月二十九日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課